第五十七条の二十三中「）若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十条の十一中「若しくは当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十三条第七項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）」を加える。

第六十六条の四十五第一項中「する者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第七十五条中「発行者又は当該認可協会から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十九条の四中「、認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百三十九条第二号中「以下」の下に「この款において」を加える。

第百五十一条中「発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十五条の九中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第百五十六条の十五中「清算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の十二中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の三十四中「、証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百六十二条の二の見出し中「上場等株券の発行者である会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、同条中「又は店頭売買有価証券に該当する株券」を「、店頭売買有価証券に該当する株券その他政令で定める有価証券」に、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、「である会社」を削り、「）の規定」の下に「（これらに相当するものとして政令で定める法令の規定を含む。）」を加え、「会社が外国会社」を「発行者が外国の者」に、「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に改める。

第百六十三条第一項中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第百六十四条第二項中「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に改める。

第百六十六条第二項第九号ト中「へまで」を「チまで」に改め、同号トを同号リとし、同号ハからヘまでを同号ホからチまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の投資口の取得

ニ　投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て

第百六十六条第二項第十一号中「第九号ニ」を「第九号ヘ」に改め、同条第四項第二号中「同項第九号ニ」を「同項第九号ヘ」に改め、同条第六項第二号中「新株予約権を有する者が当該新株予約権」を「新株予約権等（新株予約権又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。）を有する者が当該新株予約権等」に改め、「株券」の下に「又は第二条第一項第十一号に規定する投資証券」を加え、同項第四号の二中「）の規定」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定」を加え、「自己の株式の取得についての当該上場会社等の同法第百五十六条第一項」を「自己の株式等（株式又は投資口をいう。以下この号において同じ。）の取得についての当該上場会社等の会社法第百五十六条第一項」に改め、「限る。）」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議（同条第一項各号に掲げる事項に係るものに限る。）」を加え、「当該自己の株式等」に、「同法第百五十六条第一項の規定又は」を「会社法第百五十六条第一項の規定若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項の規定又は」に、「自己の株式等の取得について、」を「自己の株式等の取得について、」に改める。

第百六十七条第五項第二号中「新株予約権（これに準ずるものとして政令で定める権利を含む。）を有する」に改め、「株券」の下に「（これに準ずるものとして政令で定める有価証券を含む。）」を加える。

第百九十九条中「受けた者（」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第三条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十五条の二」に改める。

第六章中第十六条の前に次の一条を加える。

第十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十七条第一号中「第二条第一項」を「第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二条第一項」に、「信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は」を「同法第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項第一号中「第十六条」を「第十五条の二又は第十六条」に改め、同項第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第四号中「第十七条第八号」を「第十七条第九号」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第四条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第八号中「銀行等を除く」の下に「。次号及び第十一条の六の二において「外国銀行」という」を、「業務」の下に「（同号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）